

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号

氏 名 株式会社 こっこー
代表取締役 楨岡 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

呉 市 長 新 原 芳 明



許 可 の 年 月 日 令 和 2 年 7 月 9 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令 和 7 年 7 月 8 日

1. 事業の範囲

事業の区分
中間処理 (破碎, 選別, 油水分離, 圧縮, 切断)

産業廃棄物の種類
【破碎(1)】 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず (これらのうち, 廃蛍光管に限り, 水銀使用製品産業廃棄物を含み, 廃プリント配線板, 廃容器包装, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 廃ブラウン管, 廃石膏ボード, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

【破碎(2)】 廃プラスチック類, 木くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (これらのうち, 廃プリント配線板, 廃容器包装, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 廃ブラウン管, 廃石膏ボード, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

【選 別】 汚泥, 金属くず (これらのうち, 廃乾電池に限り, 水銀使用製品産業廃棄物を含み, 判定基準に適合しないもの, 廃プリント配線板, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 廃容器包装, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

【油水分離】 廃油
【圧 縮】 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (これらのうち, 廃プリント配線板及び廃容器包装を含み, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 廃ブラウン管, 廃石膏ボード, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

【切断(1)】 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (これらのうち, 廃プリント配線板及び廃容器包装を含み, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 廃ブラウン管, 廃石膏ボード, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

【切断(2)】 廃プラスチック類, 金属くず (これらのうち, 廃プリント配線板を含み, 廃容器包装, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設
裏面記載のとおり

3. 許可の条件
余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 7 月 22 日	更新許可
令和 3 年 3 月 9 日	変更届出 (破碎施設の入れ替え)
令和 4 年 4 月 26 日	変更許可 (事業の用に供する施設の追加)
令和 4 年 6 月 22 日	変更届出 (代表者の変更)

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

~~有~~・ 無

2. 事業の用に供するすべての処理施設

(1) 中間処理施設

設置場所 呉市昭和町11番1号（日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区内）

施設の種類	廃棄物の種類	処理能力	設置年月日	許可年月日及び許可番号
油水分離施設	廃油	20m ³ /日	平成8年1月20日	平成7年6月21日 呉 2051021号

設置場所 呉市広多賀谷一丁目9番30号

施設の種類	廃棄物の種類	処理能力	設置年月日	許可年月日及び許可番号
破碎施設(1)	廃プラスチック類、 金属くず、ガラスくず (廃蛍光管に限る。)	4.8t/日	令和3年3月1日	—————
破碎施設(2)	廃プラスチック類	25.6t/日	令和4年2月16日	令和2年11月19日 呉 2051084号
	木くず	40.0t/日		
	ゴムくず	37.6t/日		
	金属くず	82.4t/日		
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	72.8t/日		
選別施設	汚泥、金属くず (廃乾電池に限る。)	360kg/時	平成16年3月31日	—————
圧縮施設	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	11t/日	昭和49年6月28日	—————
切断施設(1)	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	87t/日	平成23年11月1日	—————
切断施設(2)	廃プラスチック類、金属くず	2.4t/日	令和3年4月1日	—————

(2) 保管施設

所在地	廃棄物の種類	面積	保管上限	積み上げ高さ
呉市昭和町11番1号 日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区内	廃油	7m ²	25m ³	屋内保管
呉市広多賀谷一丁目9番30号	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず(廃蛍光管に限る。)	18m ²	12m ³	屋内保管
	廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず	48m ²	72m ³	屋内保管
	汚泥、金属くず(廃乾電池に限る)	4.5m ²	2.5m ³	屋内保管
	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず	34.2m ²	34m ³	屋内保管
	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず	21m ²	24m ³	屋内保管
	廃プラスチック類、金属くず	16m ²	16m ³	屋内保管

以下余白